

# 古紙持ち去り問題根絶に向けた取組

平成 23 年 6 月

古紙持ち去り問題対策検討協議会

# 古紙持ち去り問題対策検討協議会 設立の趣旨

## 1 経 緯

平成11年度以降、区部全域で行政による古紙回収が本格化し、多摩地域も含めて、飛躍的に回収量が増加した。

その一方で、古紙持ち去り被害は回収量に比例して増加し、またその行為も組織的かつ巧妙になってきた。

## 2 持ち去り問題の現状

持ち去り行為の被害は、行政回収だけではなく住民団体で運営している集団回収にまで及んできており、地域によっては、古紙回収量全体の約3割程度が持ち去られている現状もある。

そのため住民、行政、回収業界の信頼関係を損なうような事態を招いており、社会的な問題になってきている。

## 3 区市町村の対応

区市町村では、持ち去りをなくすため、罰則付き条例の制定、現場パトロールの実施など、資源回収業界、所轄の警察との連携を強化している。

しかし、被害は後を絶たず、条例違反で起訴した事案もあるが、いまだ根絶に至っていない。

## 4 協議会の設置

都は、広域的な立場から、行政、回収業界、製紙メーカーなどと連携し、持ち去り行為を排除する必要があると考え、実効性のある対応策を検討するため、「古紙持ち去り問題対策検討協議会」を設立することとした。

## 古紙持ち去り根絶に向けた4つの行動 ～ 目指せ！ 持ち去りのない社会へ ～

組織的、広域的で悪質な古紙持ち去り行為等の根絶を目指し、これまでの対策を着実に進めるとともに、新たな対策を構築します。

### 1 これまでの古紙持ち去り防止の取り組みを着実に進めます

行動 1-1 多様な回収ルートを地域の特性に応じて選択

行動 1-2 持ち去り禁止条例の制定を拡大

### 2 新しい古紙持ち去り防止システムを構築します

行動 2-1 古紙業界による持ち去り古紙の排除の取組

行動 2-2 全ての関係者間の情報共有

## 1 これまでの古紙持ち去り防止の取り組みを着実に進めます

### 行動 1-1 多様な回収ルートを地域の特性に応じて選択

多様な古紙回収ルートは、それぞれ特徴はあるが、リサイクルのためには、いずれも欠くことのできないものとなっている。古紙は有用な資源であり、地域の特性を生かしながら、持ち去りのない古紙の回収体制を維持していくことが重要である。

#### 1 行政回収

行政回収では、概ね週1回～月2回、回収しており住民が出しやすく、雑紙を含め多種の古紙を回収しており、安定的に大量の資源物が回収できる点で優れている。

行政回収の導入効果は、区市町村の資源化率向上、ごみ処理量の大幅な減少と最終処分量の削減効果が大きいことが挙げられる。

#### 2 集団回収

集団回収は、住民のリサイクル活動として定着化しており、回収量も多く、資源の品質も良い。さらにボランティア活動のため回収経費が低く、売却益もあることから優れたシステムである。

ただし、世話役が必要であり、なり手が少なく、後継者の育成が課題となっている。また、団体の熱心度で回収量の差が大きい。近年、行政回収の頻度と同様に週1回回収を希望する団体もあるが、排出量の少量化によって回収効率が低下するケースもあるので回収効率を考えた回収頻度にする必要がある。

また、市況により逆有償になることもあります、区市町村の支援が必要な場合もある。

#### 3 新聞販売店回収

新聞販売店回収は、読売新聞と朝日新聞の2社のみである。集団回収実施地域を回避するなどの特徴があるが、実施する新聞社の数が限られていること、販売店によっては実施していないところもあること、新聞とチラシのみに限定して回収していることなど限界がある。

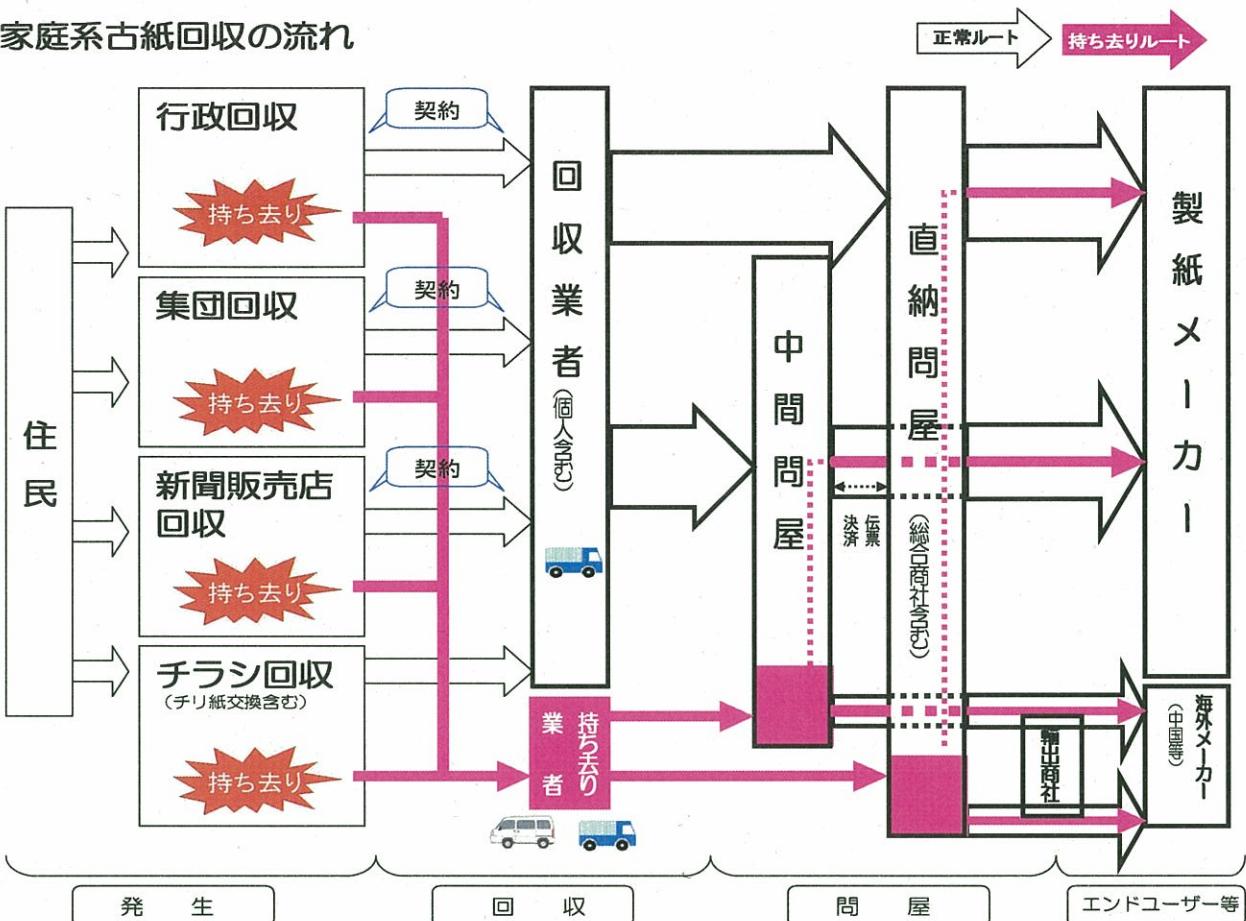
#### 4 チラシ回収

回収業者が、戸別回収方式で行い、回収時にはトイレットペーパーを支給するが、回収頻度が不安定で地域も限定され、回収量も少ない。

#### 5 その他

上記以外にスーパー、生協の店頭で回収事業を実施している企業がある。

## 家庭系古紙回収の流れ



## 古紙の回収ルートの比較

形態	主体	回収頻度	排出場所	行政コスト	メリット	デメリット
行政回収	区市町村	週1回～月2回	行政の指定した集積所(地域によっては戸別回収)	10円/kg～25円/kg※	①年間回収量が多い ②ごみ減量化効果は、大きい	①所有権が曖昧 ②見張りができない ③持ち去りによる住民不信が募る
集団回収	集団回収団体+契約回収事業者	月1回～月2回	当事者の契約による	4円/kg～12円/kg	①月数回だが1回の回収量が多い ②所有権が明確 ③コミュニティ醸成に貢献	①一部団体の高齢化等により継続困難な傾向もある
新聞販売店回収	新聞販売店+契約購読世帯	月1回～隔月	世帯軒先	/	①戸別回収(所有権が明確・敷地内回収が多い) ②[住民]トイレットペーパー等を受けられる [販売店]読者サービスが提供できる	①朝日、読売系列に限られるため全ての一般紙に対応していない ②実施地域にバラツキがある
チラシ回収	チラシ配布回収業者	月不定期	世帯軒先	/	①戸別回収(所有権が明確・敷地内回収が多い) ②[住民]トイレットペーパー等を受けられる	①回収頻度が不安定 ②集合住宅が中心で回収エリアが限られる

※ 社団法人東京都リサイクル事業協会による推計値

## 1 これまでの古紙持ち去り防止の取り組みを着実に進めます

### 行動 1-2 持ち去り禁止条例の制定を拡大

#### (1) 罰則（罰金）付きの持ち去り禁止条例を制定する

古紙回収量の多い行政回収からの古紙の持ち去りを防ぐためには、集積所に出された古紙の所有権を明確にし、持ち去り行為に罰則を設けることが有効である。

平成 20 年 7 月の世田谷区の持ち去り問題に関する最高裁判決を受けて、罰則付きの持ち去り禁止条例を制定する区市町村が増えてきている。

##### 1 条例制定の必要性

- 持ち去り業者は、条例のない自治体で持ち去ることが多い。
- 警察と連携して持ち去り行為の防止を進めるには、条例違反として告発する方が有効である。
- 条例違反として、警告などの行政指導が迅速に行える。

##### 2 所有权及び違反行為に関する考え方の明確化

- 住民が出した古紙は、区市町村に所有権があることを明確にする。
- 所有権が及ぶ範囲を明確にするため、一般廃棄物処理計画等に集積所を明確に位置づける。
- 罰則となる違反行為を明記する。
- 罰則は、持ち去りの実行者の他に、その者を雇用する法人やその行為をそそのかした者等も対象とする。
- 集団回収からの持ち去り行為も罰則の対象とする。

##### 3 罰則と過料

- 罰則付き条例が抑止効果が高い。
- 過料は、区市町村で迅速に実施できるが、額が少なく、納付書を出しても払わないことが多い。（ポイ捨て条例の例）
- 禁止命令違反者の氏名公表を実施した方が、持ち去り業者に関する関係者間の情報交換につながる。
- 条例案については、文書等により地方検察庁検事に協議を行うこと。

##### 4 条例の効果を高めるための取組み

- パトロールは、実効性のあるものにするために有効な行為であり、継続して粘り強く対処することが大事。
- 持ち去り行為は、排出時間が夜間・早朝に特に多いため、住民に対して古紙を出す時間を守るように周知することが大事
- 集積所に看板や張り紙、警告シールを貼り、所有権や持ち去り禁止の意思表示をする。カラスよけネットの活用や専用袋を使用するなど、簡単に持ち去られないための工夫をする。

## 都内区市町村の持ち去り禁止条例制定状況等

(平成23年5月末現在)

番号	自治体名	条例 制定 有無	対象品目	収集 禁止	所有 権 表示	集団 回収	罰則		
							氏名 公表	5万円 以下の 過料	20万円 以下の 罰金
<b>区 部</b>									
1	千代田区								
2	中央区	○	古紙、びん、缶その他の区規則で定める資源物	○			○		
3	港区	○	古紙、びん、缶その他の区規則で定める物	○				○	
4	新宿区								
5	文京区	○	古紙、びん、缶その他の再利用の対象となる物	○				○	
6	台東区								
7	墨田区	○	特定資源物(資源物のうち規則で定めるもの)	○				○	
8	江東区	○	資源物のうち、規則で定めるもの	○	○			○	
9	品川区	○	条例に規定する資源物	○		○		○	
10	目黒区	○	古紙、びん、缶又はペットボトルその他の再利用の可能なもの	○	○	○	○		
11	大田区	○	古紙、ガラスびん、缶等再利用の対象となる物	○	○			○	
12	世田谷区	○	古紙、ガラスびん、缶等再利用の対象となる物	○				○	
13	渋谷区								
14	中野区	○	再利用を目的として分別された物	○		○			
15	杉並区	○	古紙、びん、缶その他の再利用の対象となる物	○	○	○	○	○	
16	豊島区	○	古紙、びん、かん、ペットボトル等再利用の対象となる物	○				○	
17	北区	○	びん、缶、古紙その他の再利用の対象となる物	○				○	
18	荒川区								
19	板橋区	○	所定の場所に持ち出された資源物	○	○				
20	練馬区	○	古紙、びん、缶その他の再利用を目的として分別されたもの	○		○		○	
21	足立区	○	古紙、びん、缶その他の再利用を目的として分別されたもの	○				○	
22	葛飾区	○	古紙、びん、缶等再利用の対象となる物	○				○	
23	江戸川区								
小計(区部)				17		17	4	4	3 2 11
<b>多摩地域</b>									
1	八王子市	○	古紙、瓶、缶その他の市規則で定める資源物	○			○		○
2	立川市	○	規則で定める資源物	○			○		○
3	武藏野市	○	資源ごみ	○					
4	三鷹市								
5	青梅市	○	資源物のうち、一般廃棄物処理計画で指定するもの	○					○
6	府中市								
7	昭島市								
8	調布市								
9	町田市	○	資源物のうち規則で定めるもの	○					○
10	小金井市								
11	小平市								
12	日野市	○	資源物のうち、一般廃棄物処理計画で指定するもの	○					○
13	東村山市	○	規定に基づき排出された資源物	○	○				
14	国分寺市								
15	国立市								
16	福生市								
17	羽村市								
18	あきる野市								
19	西東京市	○	所定の場所に排出された資源物	○					
20	瑞穂町								
21	日の出町								
22	檜原村								
23	奥多摩町								
小計(多摩地域)				9		9	2	0	2 0 5
<b>島嶼地域</b>									
(持ち去り行為がないためなし)									
小計(島嶼地域)				0		0	0	0	0 0 0
合計				26		26	6	4	5 2 16

## 条例の一例

- 資源物のうち、規則で定めるもの(以下「特定資源物」という)が資源・ごみ集積所に排出された場合、当該特定資源物の所有権は、区市町村に帰属する。
- 区市町村長が指定する事業者以外のものは、資源・ごみ集積所に排出された特定資源物を収集し、又は運搬してはならない。
- 集団回収等により住民が持ち出した特定資源物を、当該住民が指定する者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。
- 区市町村長は、区市町村長又は住民が指定する事業者以外の者が前2項又は前3項の規定に違反して特定資源物を収集し、又は運搬したとき(これらの行為をそそのかした者を含む。)は、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。
- 区市町村長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

所有権表示の取組例  
区市町村の専用袋

## 1 これまでの古紙持ち去り防止の取り組みを着実に進めます

### 行動 1-2 持ち去り禁止条例の制定を拡大

#### (2) 区市町村と回収業者との情報交換

区市町村と回収業界間の情報交換が定期的に行われているところでは、被害の実態を踏まえた持ち去り防止対策が講じられている。持ち去り問題を防止するには、被害状況を正確に把握することが重要である。夜間、早朝などに、広い収集地域に限られた人員を配置して状況をつかむということは、困難である。そこで、各区市町村では、実際に現場で回収に当たっている委託回収業者から持ち去りの情報を得ることが有効である。

##### 1 持ち去りに関する情報交換の推進

- 区市町村は回収業者から持ち去り業者の車両、時間帯、頻度、場所などの持ち去りに関する情報を詳細に把握する。
- 区市町村は回収業者から問屋業界、製紙メーカーの古紙の市況、国内外の輸出入など流通状況などの情報を入手する。
- 効果的かつ効率的なパトロールを行うための方法について意見交換する。

##### 2 その他の情報交換の推進

- 区市町村は古紙にかかる禁忌品の混入防止等、品質基準を高める情報を得て、住民への排出指導に生かす。
- 古紙以外の資源回収（びん、缶、古布、ペットボトルなど）についても、適切な助言が得られる。

##### 3 条例制定以外の区市町村の取組

- パトロールは、条例制定区市並みに定期的に実施している。
- ネットシートの配布、張り紙警告
- 警察への情報提供

## 持ち去り防止におけるパトロールの重要性

### 【パトロールのポイント】

- マニュアルを整備して、方法を規定しておく。
- 確実に持ち去りの現場での証拠を押さえる

条例違反の対象となるのは、あくまで集積所等に出された古紙を持ち去る行為（収集）または運搬する行為であるため、その行為を確認することが必要である。

- 巡回ルートは、適時見直す

持ち去り業者も、パトロールに対してはかなり警戒しているため、同じやり方は通じない。

- 警察OBを活用することも考慮

パトロール員として、警察OBを活用している自治体もあり、有効である。

### 【持ち去り業者への対応】

- 違反行為については、時間、場所、量を明確に記録しておくこと。
- 口頭注意や警告書を交付する際に、古紙の持ち込み先など聞き取りを詳細に行う。
- 同じ者が違反行為を繰り返した時は、違反行為を行う者に対し、何度も警告、禁止命令書を出すことが必要。

## 2 新しい古紙持ち去り防止システムを構築します

### 行動 2-1 古紙業界による持ち去り古紙の排除の取組

#### (1) 回収業界と問屋業界の優良業者認定制度の活用

古紙の持ち去り行為が顕著になったのは、行政回収が本格実施されてからである。

そして、その行為は組織的、広域的で、手口は悪質であり常習者が多くなってきたという特徴がある。

回収業界側もこの間、自主的なパトロールを実施したり、製紙メーカーや輸出商社に対する持ち去り古紙の流通阻止運動への賛同を呼びかけたり、回収業界内の事業者に対し同様の呼びかけを行ってきた。

今後は古紙回収業界及び問屋業界ともに、自らの組織内においても持ち去り行為等を容認しない、厳しい体制づくりを行う。

##### 1 古紙回収業者の持ち去り古紙流通阻止運動

- 古紙回収業者の全国組織である「日本再生資源事業協同組合連合会（略称：日資連）」は、製紙メーカー及び古紙の輸出商社に対し、持ち去り古紙の流通阻止運動に賛同するよう平成22年8月に依頼しているが、呼びかけた製紙メーカー及び輸出商社のほぼ全社から賛同を得た。
- 日資連は、連合会加盟の回収業者に対し、持ち去り古紙の流通阻止運動に賛同するよう平成22年9月に依頼し、都内業者からは約95%の賛同を得た。
- 日資連は、古紙回収問屋の全国的組織である「全国製紙原料商工組合連合会（略称：全原連）」の加盟会員に対し、持ち去り古紙の流通阻止運動に賛同するよう平成22年12月に依頼し、都内問屋から約70%の賛同を得た。

##### 2 古紙回収業界、問屋業界の認定制度の活用

- 日資連には現在、古紙回収業者の信頼性を認定する「再生資源回収事業者」の認定制度がある。この認定を受けた業者が古紙の持ち去りを実施していないことの証明ともなるよう、この制度の認定要件を改正し、問屋が古紙を買い取る際の目安とする。
- 全原連には現在、事業所の公平性、透明性、適法性を認定する「古紙商品化適格事業所」の認定制度がある。この制度の法令遵守項目は、「計量法」と「消防法」の2項目のみであり、今後は、コンプライアンス面の審査基準の拡大・明確化を検討する。

##### 3 古紙回収業界、問屋業界の新たな試み

- 古紙の持ち去り行為は、第一線の回収現場において生じている。したがって、これを根絶するためには、持ち去りに無縁の大多数の回収事業者を持ち去り行為者と峻別する仕組みが不可欠である。
- たとえば、古紙問屋が古紙回収業者と連携を取りながら、回収に従事する者から持ち去りをしないという誓約書の提出を求めるなどが考えられる。
- 今後は、必要に応じて行政各機関と連携しつつ回収・問屋業界で協議の上、回収従事者にその旨を証するライセンスを交付することも含め、こうした対応策についても検討する。

## 1 日資連による持ち去り古紙の流通阻止運動

### ① 製紙メーカー及び輸出商社に対する、阻止運動賛同への依頼

賛同率 製紙メーカー 92% (古紙の受入メーカーでほぼ100%)

輸出商社 83% (古紙取扱商社でほぼ100%) ※1

※1 輸出商社は取扱大手への依頼結果である

### ② 自らの組合員に対する、阻止運動賛同への依頼

賛同率等 日資連加盟事業社数 2,343社

賛同社 (全国) 1,594社 (古紙取扱業者でほぼ全社)

賛同社 (東京都内) 226社 (古紙取扱業者約95%)

### ③ 古紙回収問屋に対する、阻止運動賛同への依頼

賛同率 賛同社 (東京都内) 46社 (約70%、約67社中)

今後は、中小製紙メーカー・輸出商社そして日資連・全原連に未加盟の業者に対しても、さらにこの運動の普及に努めていく。

また、集団回収や行政回収を実施している自治体や協力している市民に対し、委託業者が本運動に賛同しているか否か是非確認して頂くことを呼びかけていく。

## 2 日資連の「再生資源回収事業者」認定制度の改正への取り組み

〈経過・予定・方針等〉

- 認定制度の枠組みを検討する「プロジェクト」委員会（委員長吉川東資協理事長）を開催。持ち去りを防止する認定制度へとする方向性について合意を得る（平成23年1月）。

- 本協議会の提案を受け、「『持ち去り関与』を認定欠格事項とする」ことを理事会で決定（平成23年4月）

- 認定制度審査委員会で検討し、可決とともに発効（平成23年5月）  
新規認定申込み者は即適用、更新者は告知期間（同年5~9月）を経て同年9月から適用する予定。

## 3 全原連の「古紙商品化適格事業所」認定制度の改正への取り組み

〈経過・予定・方針等〉

- 持ち去り対応について、組織的に対応する必要性について確認（平成22年9月）。

- 今後は、認定制度の見直しを計画的に進めるが、持ち去り禁止条例等の関係法令に違反していることが明らかになった場合は、全原連として厳しく対応する。

## 2 新しい古紙持ち去り防止システムを構築します

### 行動 2-1 古紙業界による持ち去り古紙の排除の取組

#### (2) 製紙メーカーと古紙輸出業者の持ち去り古紙への対応

##### 1 製紙メーカーの古紙持ち去り行為に対する反対の取組

古紙持ち去り行為は、古紙リサイクルシステムの健全性を阻害しかねない由々しき行為であり、多くの区市町村において条例で禁止されている違法行為である。

製紙業界として、コンプライアンスの観点から、このような行為に対して強く反対する。

- 製紙連合会の会員企業は、違法に持ち去られたことが公的に明らかな古紙は取り扱わない。
- 違法に持ち去られた古紙の流通を阻止するための地方自治体、古紙回収業者、古紙直納問屋の取り組みを強く支持し、積極的に協力する。
- 各製紙メーカーは、古紙直納問屋等から、違法に持ち去られた古紙を取り扱わない旨の宣誓書等を提出していただくなど、違法に持ち去られた古紙を取り扱わないことを徹底する方向で検討を始める。

##### 2 古紙輸出業者への取り組み推進

古紙の輸出業者は、製紙メーカーと異なり業界団体組織が存在しないため、個々の古紙輸出業者に対し、協議会として働きかける。

- 個々の古紙輸出業者に持ち去り古紙の買い取り拒否を進めて行く必要がある。
- 古紙輸出業者に対して、製紙メーカーと同程度の取り組みを実施するなど違法に持ち去られた古紙を取り扱わないことを徹底するよう、協議会として働きかけていく。

## 1 製紙メーカーにおける古紙の位置づけ

- ・日本製紙連合会では、「環境に関する自主行動計画」において、「ゴミ減量化、森林資源保全など環境保全の観点から、古紙の回収・利用の促進を図るため、2015年度までに古紙利用率64%の目標達成に努める。」(2011年(平成23年)1月改定)としている。
- ・古紙回収率：78.2%、古紙利用率：62.5% (2010年(平成22年))

(日本製紙連合会より)

## 2 製紙メーカーの古紙調達システム

- ・大手製紙メーカーでは、工場ごとに、古紙を納品する問屋に対し直納権を与えていたのが一般的である。つまり、直納権のない古紙問屋は特定の製紙メーカーの工場に古紙を納品することはできない。
- ・直納権のない問屋(中間問屋)等が直接古紙を納品する場合は、納品伝票のみ直納問屋を通じて提出することになる。

## 3 古紙の海外輸出の現状

- ・国内で回収された古紙のうち約2割前後は海外に輸出されている。
- ・古紙の輸出は2001年(平成13年)以降急増し、2009年(平成21年)は過去最高の491万トンとなったが、2010年(平成22年)は中国国内の回収率上昇や、中国の紙、板紙生産の伸び率低下により、前年比11%減の約437万トンとなった。
- ・輸出全体に占める中国のシェアは83%に達している。

(日本製紙連合会より)

## 2 新しい古紙持ち去り防止システムを構築します

### 行動 2-2 全ての関係者間の情報共有

これまで述べた行動をさらに強固なものとし、組織的、広域的な古紙の持ち去り行為の防止を徹底するためには、持ち去り業者に関する各種情報の共有化を図ることが有効である。

#### 1 持ち去り業者、持ち去り古紙の納入先等の情報を共有

- 古紙等の持ち去り禁止条例を制定している区市町村や、条例がない区市町村でもパトロールの実施により、持ち去り行為に関わる業者名（個人名）や車両ナンバー等の情報を蓄積していく。
- 区市町村は、持ち去られた古紙の納入先について持ち去り業者から聞き出し、特定していく。また、両罰規定を設けている持ち去り禁止条例では、持ち去り業者名、車両ナンバーの他に、持ち去り業者を雇用している雇用主を特定するための情報を収集していく。
- 持ち去り業者の情報を区市町村と回収業者間で共有することにより、回収業者で構成される日資連の認定制度の実効性を補完することが可能となる。
- また、持ち去り業者の納入先まで判明した場合には、回収業者を通じて全原連に情報提供し、全原連の認定制度の実効性を補完することにもつながる。
- 持ち去り業者の情報を区市町村間で共有することにより、都内広域での持ち去り行為の実態を把握することが可能となる。また業者名や車両ナンバー、持ち去られる場所等の特定が容易になり、効率的効果的な持ち去り行為の現認につながる。
- 持ち去り禁止条例の禁止命令違反者の氏名等を公表することにより、持ち去りの情報を関係者間で共有することが可能となる。
- 他県市町村との情報交換を行い、広域化している持ち去りの問題について情報発信していく。

#### 2 警察との綿密な連携

- 罰則（罰金）付の持ち去り禁止条例に基づき、行政指導や行政処分（持ち去り禁止命令）を実施したにもかかわらず、持ち去り行為が改善されない場合には、命令違反者を警察に刑事告発することになる。
- したがって、罰則（罰金）付の持ち去り禁止条例を適切に運用するには、告発を視野に入れて、警察と連携を密にする必要がある。
- また、持ち去り禁止条例の対象は多くが行政回収のみであり、集団回収も対象としている条例は少ない。集団回収における持ち去り行為については、地域で回収方法などが異なる（個人等の敷地内、公道上、ごみ集積場など。）ことから、関係区市町村や警察と対応を協議する必要がある。
- 持ち去り禁止条例を制定する場合は、地元の警察署との連携が重要。区市町村の法規担当とも協力し、まずは事前に警察署へ相談する。
- 持ち去り禁止条例に基づく罰則規定の運用においては、通常、口頭注意、警告、禁止命令等、一定の手順が求められる。持ち去り行為を改善せず禁止命令に違反するなど悪質な場合は、警察への告発や氏名公表等を行う。

1 持ち去り禁止条例に基づく流れ (例)

① 持ち去り行為の現認 (初回)

- ・持ち去り行為が条例違反であることを告知し、注意する
- ・注意方法は口頭でも書面（警告書）でも可能（＝行政指導）
- ・再犯か否かの証拠として、免許証や車検証の提示を依頼。

(2回目以降も同様)

- ・ビデオ等による撮影も再犯確認には有効

(2回目以降も同様)



② 持ち去り禁止命令書の発行 (2回目以降の持ち去り行為の現認)

- ・持ち去り禁止命令書の発行（＝行政処分）



[命令に従わなかった場合]



③ 禁止命令違反者の告発

○氏名等の公表

- ・管轄の警察署に条例違反者として告発

(告発手法等については警察署と協議)

2 告発件数

① 世田谷区

平成16年度：13件

② 杉並区

—

平成20年度：5件

—

平成21年度：12件

平成21年度：10件

平成22年度：4件

平成22年度：11件

## 古紙持ち去り問題対策検討協議会 委員名簿

分 野	委 員 名
行政（東京都）	東京都環境局廃棄物対策部長 木村 尊彦 東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課長 梅村 清
行政（区市）	台東区環境清掃部清掃リサイクル課長 加藤 敏明 港区環境リサイクル支援部清掃リサイクル課長 高木 俊昭 国立市生活環境部ごみ減量課長 山田 英夫 日野市環境共生部ごみゼロ推進課長 小笠 俊樹
製紙メーカー	日本製紙連合会パルプ・古紙部長 斎藤 敏明
直納問屋	関東製紙原料直納商工組合 理事 上田 雄健 (社団法人東京都リサイクル事業協会 会長) 関東製紙原料直納商工組合 理事 土方 十四江 (日野市資源リサイクル事業協同組合 理事長)
回収業者	日本再生資源事業協同組合連合会 理事 紺野 武郎 (東多摩再資源化事業協同組合 理事長) 東京都資源回収事業協同組合 理事長 吉川 太郎 練馬区リサイクル事業協同組合 理事長 市川 哲也 多摩市リサイクル協同組合 理事長 佐々木 義春
オブザーバー	財団法人古紙再生促進センター 専務理事 木村 重則 警視庁生活安全部管理官 岡 英夫 関東製紙原料直納商工組合 理事 東京都東支部長 新井 勝夫 (第3回のみ参加)

## 古紙持ち去り問題対策検討協議会 検討経過

第一回 平成 22 年 11 月 19 日(金) 午後 3 時半～5 時

場所 都庁第一庁舎 25 階 114 会議室

議事(1) 委員紹介 (2)設立の趣旨

(3)古紙持ち去り問題の現状と課題

(4)今後の対応策

第二回 平成 23 年 2 月 1 日(火) 午後 2 時～4 時

場所 第二庁舎 31 階 24 会議室

議事(1)報告事項 (2)対応策の検討 (3)その他

第三回 平成 23 年 3 月 23 日(水) 午前 10 時～12 時

場所 都庁第一庁舎 25 階 116 会議室

議事(1)古紙持ち去り対応策の最終のまとめ